

医薬監麻発 0210 第 1 号
令和 8 年 2 月 10 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 30 号）により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和 38 年厚生省告示第 279 号。以下「検定告示」という。）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知をお願いします。

記

1 改正要旨

- 「インフルエンザHAワクチン」、「乾燥弱毒生水痘ワクチン」、「精製ツベルクリン（一般診断用）」、「乾燥BCG膀胱内用（日本株）」、「乾燥BCGワクチン」、「人免疫グロブリン」、「乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン」、「乾燥抗D（Rho）人免疫グロブリン」、「抗破傷風人免疫グロブリン」、「乾燥抗破傷風人免疫グロブリン」及び「ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン」の検定手数料、試験品の数量及び検定基準について、所要の改正を行う。

- 「ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン」の検定基準について、生物学的製剤基準の改正に伴う所要の改正を行う。

2 適用時期

公布日（令和8年2月10日）

3 標準的事務処理期間

検定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準的事務処理期間は、「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和60年10月1日付け薬発第960号厚生省薬務局長通知）の別表に示されているところである。今般、「組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）」について、これまでの事務処理期間の実績を踏まえ、当該通知の別表に掲げる標準的事務処理期間について、以下のとおり変更する。

検定品目		標準的事務処理期間
組換え沈降B型肝炎ワクチン （酵母由来）	マウス力価試験によるとき	80日
	試験管内力価試験によるとき	70日

なお、これまでに検定告示に基づき検定を要するものとして指定された医薬品（既に検定告示から削除されたものを除く。）に係る標準的事務処理期間（令和8年2月10日時点）を別紙のとおりまとめたので、参考にされたい。

(別紙) 医薬品の検定に係る標準的事務処理期間

検定品目		標準的事務処理期間 (日)	
組換えRSウイルスワクチン		60	
RSウイルスRNAワクチン		30	
インフルエンザワクチン		60	
インフルエンザHAワクチン		80	
高用量インフルエンザHAワクチン		80	
経鼻弱毒生インフルエンザワクチン		60	
細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)		パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
	最終段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
沈降細胞培養インフルエンザワ クチン (H5N1株)	中間段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
	最終段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)		35	
乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン (H5 N1株)		パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)		35	
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン		100	
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン		中間段階	80
		最終段階	60
乾燥ガスエソウマ抗毒素		70	
不活化狂犬病ワクチン		70	
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン		80	
コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン		30	
組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン		30	
コロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (遺伝子組換えアデノウ イルスベクター)		60	

検定品目		標準の事務処理期間 (日)
コロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)		60
乾燥ジフテリアウマ抗毒素		70
ジフテリアトキソイド		70
沈降ジフテリアトキソイド		70
成人用沈降ジフテリアトキソイド		70
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド		70
水痘抗原		40
乾燥弱毒生水痘ワクチン		60
4 価髄膜炎菌ワクチン (ジフテリアトキソイド結合体)		45
4 価髄膜炎菌ワクチン (破傷風トキソイド結合体)		45
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン (チャイニーズハムスター卵巣細胞由来)		90
組織培養不活化ダニ媒介性脳炎ワクチン		30
精製Vi多糖体腸チフスワクチン		60
腸チフスパラチフス混合ワクチン		60
精製ツベルクリン (一般診断用)		80
細胞培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン		80
肺炎球菌ワクチン		60
沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン (無毒性変異ジフテリア毒素結合体)		60
沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン (無毒性変異ジフテリア毒素結合体)		60
沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン (無毒性変異ジフテリア毒素結合体)		60
21 価肺炎球菌結合型ワクチン (無毒性変異ジフテリア毒素結合体)		60
破傷風トキソイド		70
沈降破傷風トキソイド		70
乾燥はぶウマ抗毒素		70
沈降B型肝炎ワクチン		80
沈降B型肝炎ワクチン (huGK-14細胞由来)		80
組換え沈降B型肝炎ワクチン (酵母由来)	マウス力価試験によるとき	80
	試験管内力価試験によるとき	70

検定品目	標準的事務処理期間 (日)	
組換え沈降B型肝炎ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）	80	
組換え沈降pre-S2抗原・HBs抗原含有B型肝炎ワクチン（酵母由来）	80	
乾燥BCG膀胱内用（コンノート株）	80	
乾燥BCG膀胱内用（日本株）	80	
乾燥BCGワクチン	80	
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）	60	
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）	60	
組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）	60	
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	70	
沈降精製百日せきワクチン	100	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン	130	
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（担体たん白質結合型）	50	
発しんチフスワクチン	70	
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素	70	
不活化ポリオワクチン	70	
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥まむしウマ抗毒素	70	
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	70	

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
加熱人血漿 ^{しょう} たん白	30
人血清アルブミン	30
乾燥人フィブリノゲン	30
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	30
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子	30
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子	60
人免疫グロブリン	60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60
p H 4 処理酸性人免疫グロブリン	60
p H 4 処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射)	60
乾燥 p H 4 処理人免疫グロブリン	60
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
抗H B s 人免疫グロブリン	60
乾燥抗H B s 人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗H B s 人免疫グロブリン	60
抗D (R h o) 人免疫グロブリン	50
乾燥抗D (R h o) 人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	30
乾燥濃縮人 α_1 -プロテインナーゼインヒビター	60
乾燥濃縮人プロテインC	30
人ハプトグロビン	30

(備考) 再抜取り、再試験に要する期間を含まない。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第十一号）第五十八条及び第六十条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年二月十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
1 検定を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検定機関 (略) 生物学的製剤				1 検定を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検定機関 (略) 生物学的製剤			
検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	検定機関	検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	検定機関
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
インフルエンザHAワクチン	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 <u>382,800円</u> 2 卵中和試験法を用いるとき。 <u>543,100円</u>	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるときに試験品として原液を使用するとき。 小分製品につき ア 内容量が0.25mLであるとき。 <u>70本</u> イ 内容量が0.5mLであるとき。 <u>40本</u> ウ 内容量が1mLであるとき。 <u>15本</u> エ 内容量が	(略)	インフルエンザHAワクチン	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 <u>387,100円</u> 2 卵中和試験法を用いるとき。 <u>547,400円</u>	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるときに試験品として原液を使用するとき。 小分製品につき ア 内容量が0.25mLであるとき。 <u>80本</u> イ 内容量が0.5mLであるとき。 <u>50本</u> ウ 内容量が1mLであるとき。 <u>25本</u> エ 内容量が	(略)

10mLである
とき。

1本

原液につき
1容器1mLの
もの2本

2 一元放射免
疫拡散試験法
を用いるとき
に試験品とし
て原液を使用
しないとき又
は卵中和試験
法を用いると
き。

小分製品につ
き

ア 内容量が
0.25mLであ
るとき。

120本

イ 内容量が
0.5mLであ
るとき。

70本

ウ 内容量が
1mLである
とき。

30本

エ 内容量が
10mLである

10mLである
とき。

2本

原液につき
1容器1mLの
もの2本

2 一元放射免
疫拡散試験法
を用いるとき
に試験品とし
て原液を使用
しないとき又
は卵中和試験
法を用いると
き。

小分製品につ
き

ア 内容量が
0.25mLであ
るとき。

140本

イ 内容量が
0.5mLであ
るとき。

80本

ウ 内容量が
1mLである
とき。

40本

エ 内容量が
10mLである

		とき。 <u>1本</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥弱毒生水痘ワクチン	<u>958,500円</u>	内容量が液状製剤として0.7mLに相当する量であるとき。 <u>30本</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
精製ツベルクリン（一般診断用）	<u>530,800円</u>	1 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量（標準精製ツベルクリン0.25 μ g相当量を含む。）であるとき。 <u>30本</u> 2 内容量が液状製剤として2mLに相当する量（標準精製ツベルクリン1 μ g相当量を含む。）であるとき。 <u>30本</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥BCG膀胱内用（日本 <small>ほっ</small>	<u>123,900円</u>	小分製品につき内容量が液状	(略)

		とき。 <u>2本</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥弱毒生水痘ワクチン	<u>993,300円</u>	内容量が液状製剤として0.7mLに相当する量であるとき。 <u>35本</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
精製ツベルクリン（一般診断用）	<u>565,500円</u>	1 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量（標準精製ツベルクリン0.25 μ g相当量を含む。）であるとき。 <u>90本</u> 2 内容量が液状製剤として2mLに相当する量（標準精製ツベルクリン1 μ g相当量を含む。）であるとき。 <u>50本</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥BCG膀胱内用（日本 <small>ほっ</small>	<u>158,600円</u>	小分製品につき内容量が液状	(略)

株)		製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 <u>20本</u>	
乾燥BCGワクチン	<u>123,900円</u>	小分製品につき内容量が液状製剤として0.15mLに相当する量であるとき。 <u>20本</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
人免疫グロブリン	<u>295,800円</u>	<u>内容量が2mL、3mL、5mL、10mL又は15mLであるとき。</u> <u>1本</u>	(略)

株)		製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 <u>23本</u>		
乾燥BCGワクチン	<u>158,600円</u>	小分製品につき内容量が液状製剤として0.15mLに相当する量であるとき。 <u>40本</u>	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
人免疫グロブリン		<u>1 発熱試験法によると</u> <u>440,100円</u> <u>2 エンドトキシン試験法によると</u> <u>419,800円</u>	<u>1 発熱試験法によるとき。</u> <u>(1) 内容量が2mLであるとき。</u> <u>7本</u> <u>(2) 内容量が3mLであるとき。</u> <u>5本</u> <u>(3) 内容量が5mLであるとき。</u> <u>4本</u> <u>(4) 内容量が10mL又は15mLであるとき。</u> <u>2本</u>	(略)

乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	<u>295,800円</u>	<u>内容量が液状製剤として50mL又は100mLに相当する量であるとき。</u> <u>1本</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	<u>81,700円</u>	<u>内容量が液状製剤として2mLに相当する量であるとき。</u> <u>2本</u>	(略)

		<u>2 エンドトキシ</u> <u>シン試験法によるとき。</u> <u>(1) 内容量が</u> <u>2mL、3mL</u> <u>又は5mLで</u> <u>あるとき。</u> <u>3本</u> <u>(2) 内容量が</u> <u>10mL又は15</u> <u>mLであると</u> <u>き。</u> <u>2本</u>	
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	<u>398,200円</u>	<u>1 内容量が液</u> <u>状製剤として</u> <u>50mLに相当す</u> <u>る量であると</u> <u>き。</u> <u>2本</u> <u>2 内容量が液</u> <u>状製剤として</u> <u>100mLに相当</u> <u>する量である</u> <u>とき。</u> <u>2本</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	<u>226,000円</u>	<u>1 発熱試験</u> <u>法によると</u> <u>き。</u> <u>2 エンドト</u>	<u>1 発熱試験法</u> <u>によるとき。</u> <u>内容量が液</u> <u>状製剤として</u> <u>2mLに相当す</u>

					<u>キシシ試験法によるとき。</u> <u>205,700円</u>	<u>る量であるとき。</u> <u>6本</u> <u>2 エンドトキシシ試験法によるとき。</u> <u>内容量が液状製剤として2 mLに相当する量であるとき。</u> <u>3本</u>	
抗破傷風人免疫グロブリン	<u>294,800円</u>	<u>内容量が1 mL、2 mL、2.5 mL又は3 mLであるとき。</u> <u>2本</u>	(略)	抗破傷風人免疫グロブリン	<u>1 発熱試験法によるとき。</u> <u>439,100円</u> <u>2 エンドトキシシ試験法によるとき。</u> <u>418,900円</u>	<u>1 発熱試験法によるとき。</u> <u>(1) 内容量が1 mLであるとき。</u> <u>10本</u> <u>(2) 内容量が2 mL又は2.5 mLであるとき。</u> <u>6本</u> <u>(3) 内容量が3 mLであるとき。</u> <u>5本</u> <u>2 エンドトキシシ試験法によるとき。</u> <u>(1) 内容量が</u>	(略)

						<u>1 mLであるとき。</u> <u>5本</u> <u>(2) 内容量が2 mL、2.5 mL又は3 mLであるとき。</u> <u>3本</u>	
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	294,800円	<u>内容量が液状製剤として1 mL、2 mL、2.5 mL又は3 mLに相当する量であるとき。</u> <u>2本</u>	(略)	乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	<u>1 発熱試験法によるとき。</u> <u>439,100円</u> <u>2 エンドトキシン試験法によるとき。</u> <u>418,900円</u>	<u>1 発熱試験法によるとき。</u> <u>(1) 内容量が液状製剤として1 mLに相当する量であるとき。</u> <u>10本</u> <u>(2) 内容量が液状製剤として2 mL又は2.5 mLに相当する量であるとき。</u> <u>6本</u> <u>(3) 内容量が液状製剤として3 mLに相当する量であるとき。</u>	(略)

ポリエチレン グリコール処 理抗破傷風人 免疫グロブリン	<u>294,800円</u>	<u>内容量が3.4mL又は20mLであるとき。</u> <u>2本</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

		<u>き。</u> <u>5本</u> <u>2 エンドトキシ</u> <u>シン試験法に</u> <u>よるとき。</u> <u>内容量が液</u> <u>状製剤として</u> <u>1 mL、2 mL、</u> <u>2.5mL又は3m</u> <u>Lに相当する</u> <u>量であるとき。</u> <u>き。</u> <u>3本</u>	
ポリエチレン グリコール処 理抗破傷風人 免疫グロブリン	<u>1 発熱試験</u> <u>法によると</u> <u>き。</u> <u>541,500円</u> <u>2 エンドト</u> <u>キシ</u> <u>ン試験</u> <u>法によると</u> <u>き。</u> <u>521,300円</u>	<u>1 発熱試験法</u> <u>によるとき。</u> <u>(1) 内容量が</u> <u>3.4mLである</u> <u>とき。</u> <u>9本</u> <u>(2) 内容量が</u> <u>20mLである</u> <u>とき。</u> <u>4本</u> <u>2 エンドトキシ</u> <u>シン試験法に</u> <u>よるとき。</u> <u>内容量が3.</u> <u>4mL又は20mL</u> <u>であるとき。</u> <u>4本</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2 検定基準

生物学的製剤

(略)

インフルエンザHAワクチン

生物学的製剤基準のインフルエンザHAワクチンの条の3.2.7に規定する試験法によるものとする。ただし、3.2.7.1において検体として原液を使用するときは、既に当該試験を行った製造番号の原液については省略することができる。

(略)

乾燥弱毒生水痘ワクチン

生物学的製剤基準の乾燥弱毒生水痘ワクチンの条の3.7.3及び3.7.4に規定する試験法によるものとする。

(略)

精製ツベルクリン

生物学的製剤基準の精製ツベルクリンの条の3.4.6に規定する試験法によるものとする。

(略)

乾燥BCG膀胱内用(日本株)

生物学的製剤基準の乾燥BCG膀胱内用(日本株)の条の3.3.7に規定する試験法によるものとする。

乾燥BCGワクチン

生物学的製剤基準の乾燥BCGワクチンの条の3.3.6に規定する試験法によるものとする。

(略)

人免疫グロブリン

生物学的製剤基準の人免疫グロブリンの条の3.7に規定する試験法によるものとする。

乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン

2 検定基準

生物学的製剤

(略)

インフルエンザHAワクチン

生物学的製剤基準のインフルエンザHAワクチンの条の3.2(3.2.1、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.6、3.2.8、3.2.9及び3.2.10を除く。)に規定する試験法によるものとする。ただし、3.2.7.1において検体として原液を使用するときは、既に当該試験を行った製造番号の原液については省略することができる。

(略)

乾燥弱毒生水痘ワクチン

生物学的製剤基準の乾燥弱毒生水痘ワクチンの条の3.7.1、3.7.3及び3.7.4に規定する試験法によるものとする。

(略)

精製ツベルクリン

生物学的製剤基準の精製ツベルクリンの条の3.4.1及び3.4.6に規定する試験法によるものとする。

(略)

乾燥BCG膀胱内用(日本株)

生物学的製剤基準の乾燥BCG膀胱内用(日本株)の条の3.3.1及び3.3.7に規定する試験法によるものとする。

乾燥BCGワクチン

生物学的製剤基準の乾燥BCGワクチンの条の3.3.1及び3.3.6に規定する試験法によるものとする。

(略)

人免疫グロブリン

生物学的製剤基準の人免疫グロブリンの条の3.6及び3.7に規定する試験法によるものとする。

乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン

生物学的製剤基準の乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリンの条の3.9に規定する試験法によるものとする。

(略)

ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン

生物学的製剤基準のポリエチレングリコール処理人免疫グロブリンの条の3.6に規定する試験法によるものとする。

(略)

乾燥抗D (Rho) 人免疫グロブリン

生物学的製剤基準の乾燥抗D (Rho) 人免疫グロブリンの条の3.7に規定する試験法によるものとする。

抗破傷風人免疫グロブリン

生物学的製剤基準の抗破傷風人免疫グロブリンの条の3.6に規定する試験法によるものとする。

乾燥抗破傷風人免疫グロブリン

生物学的製剤基準の乾燥抗破傷風人免疫グロブリンの条の3.7に規定する試験法によるものとする。

ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

生物学的製剤基準のポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリンの条の3.7に規定する試験法によるものとする。

(略)

生物学的製剤基準の乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリンの条の3.4及び3.9に規定する試験法によるものとする。

(略)

ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン

生物学的製剤基準のポリエチレングリコール処理人免疫グロブリンの条の3.7に規定する試験法によるものとする。

(略)

乾燥抗D (Rho) 人免疫グロブリン

生物学的製剤基準の乾燥抗D (Rho) 人免疫グロブリンの条の3.6及び3.7に規定する試験法によるものとする。

抗破傷風人免疫グロブリン

生物学的製剤基準の抗破傷風人免疫グロブリンの条の3.5及び3.6に規定する試験法によるものとする。

乾燥抗破傷風人免疫グロブリン

生物学的製剤基準の乾燥抗破傷風人免疫グロブリンの条の3.6及び3.7に規定する試験法によるものとする。

ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

生物学的製剤基準のポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリンの条の3.3、3.6及び3.7に規定する試験法によるものとする。

(略)